

平成三十一年政令第七号

株式会社地域経済活性化支援機構の平成三十事業年度における株式会社地域経済活性化支援

機構法第四十条の割合を定める政令

内閣は、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第四十条の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社地域経済活性化支援機構の平成三十事業年度における株式会社地域経済活性化支援機

構法第四十条の政令で定める割合は、株式の払込金額に対し年百分の二十一・八七とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。